

保地第206号
令和2年4月24日

各葬祭事業者 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部長
沖縄県知事 玉城 デニー
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の方及びその疑いのある方の遺体の
搬送及び火葬作業等について(依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、残念ながら、県内においても死亡例が確認されております。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の遺体の搬送及び火葬作業等につきましては、別添の厚生労働省作成の新型コロナウイルスに関するQ&A(関連業種の方向け)で、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であるとされております。

この趣旨を踏まえ、感染拡大防止対策上支障がない場合は、通常の遺体の搬送及び火葬作業等と同様の対応をお願いいたします。

なお、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業等に従事する者にあつては、必ず手袋、不織布製マスク、目の防護を使用し、ディスポーザブルの長袖ガウンの着用が望ましいとされておりますことから、継続的に同作業等に従事する者の感染予防対策への配慮をお願いいたします。

また、現在、本県においては、沖縄県緊急事態宣言が発出されておりますことから、葬儀等の実施に際しては、3密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避け、感染拡大防止にご配慮をお願いいたします。

担当：沖縄県新型コロナウイルス感染症
対策本部総括情報部
TEL：098-866-2014